

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

[各班共通]

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と市民生活の安定を図るよう迅速に実施する。

1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。

災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

一定の要件に該当する復旧事業については、国がその経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

なお、国又は県が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、市で管理している物件で、補助等の対象とならない施設の場合は、単独災害復旧事業等として市が単独で実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- 1) 河川災害復旧事業計画
- 2) 砂防施設災害復旧事業計画
- 3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- 6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- 7) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- 8) 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

- 1) 街路災害復旧事業
- 2) 都市排水施設災害復旧事業
- 3) 公園等施設災害復旧事業
- 4) 堆積土砂排除事業

- (4) 水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

なお、災害復旧事業の実施に当たって、以下の事項に留意する。

- (1) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- (3) 事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図る。
- (4) 事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図る。
- (5) 市は、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行う。

2 激甚災害の指定促進措置

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5％ B 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25％ 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5％
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ B 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上

適用すべき措置	指 定 基 準
	(1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額＞10 億円
法第 6 条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが 50,000 千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害
法第 8 条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の 農業者×3%
法第 10 条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第 2 条第 1 項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの 浸水面積（1 週間以上）30ha 以上の区域 排除される湛水量 30 万 m³ 以上 最大湛水時の湛水面積の 50%以上が土地改良区等の地域であること
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 林 業 被 害 見 込 額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B 基準 林 業 被 害 見 込 額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県林業被害見込額 ＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害 A 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞ 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は ＞ 1,400 億円

第5章 災害復旧・復興計画 第1節 公共施設の災害復旧

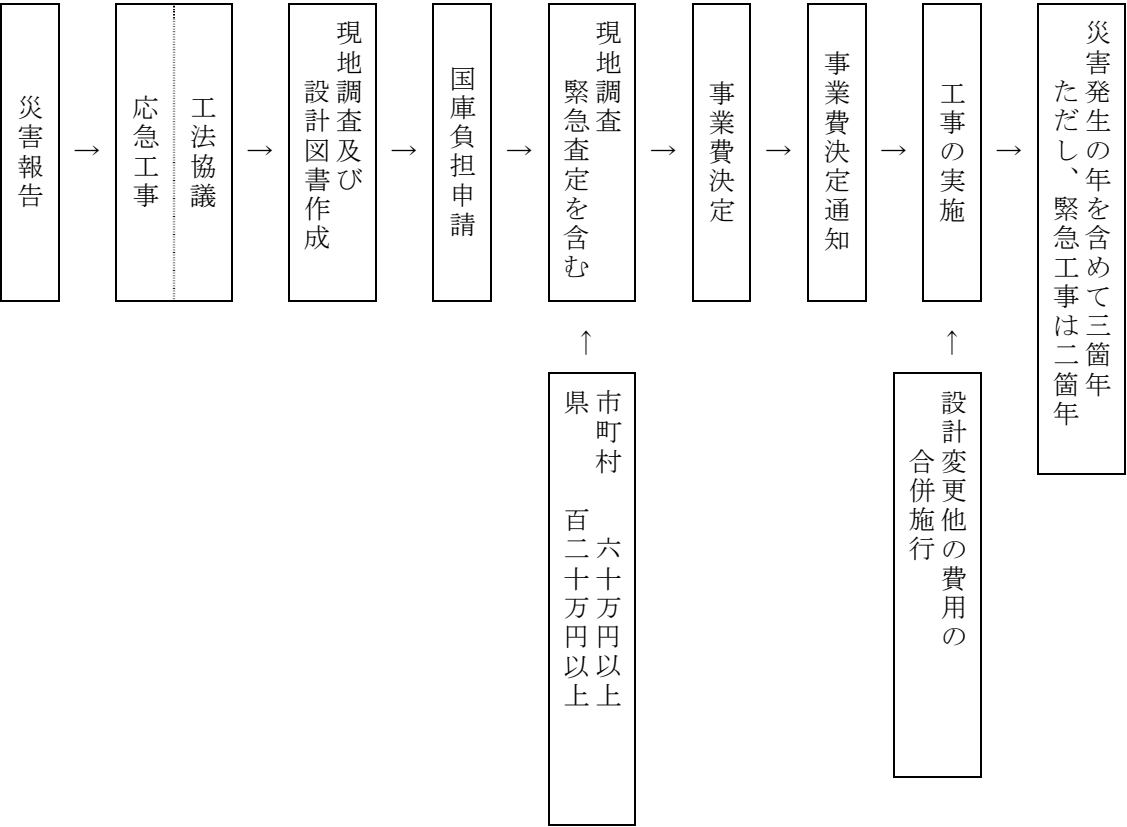
適用すべき措置	指 定 基 準
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合適用。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 4,000$ 戸 B 基準 次の1, 2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住戸数 ≥ 200 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住戸数 $\geq 10\%$ 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 20\%$
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情にちじて個別に考慮される。

局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(第3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積(人口林に係るもの)のおおむね 25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が 1 以上 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第2章又は5条の措置が適用される場合適用。

3 公共土木施設災害復旧の手続

河川、道路、橋りょう、砂防、公園、治山等の公共土木施設における災害復旧の手続は、以下のとおりである。



公共土木施設災害復旧手続図

第2節 災害復旧に伴う財政援助の確保

[各班共通]

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

災害復旧事業財政援助表

①公共土木施設等関連

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、海岸、砂防設備、林地 荒廃防止施設、地すべり防止施 設、急傾斜地崩壊防止施設、道 路、港湾、漁港、下水道、公園)	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法	激甚災害法3条1項1号
公共土木施設災害関連事業	予算措置	激甚災害法3条1項2号
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国 庫負担法	激甚災害法3条1項3号
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	激甚災害法3条1項4号
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法 (社会福祉施設等災害復旧 費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項5号
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法 (社会福祉施設等災害復旧 費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項6号
公立学校施設災害復旧事業 児童福祉施設災害復旧事業	就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供に 関する法律	激甚災害法3条1項6号の2
老人福祉施設等災害復旧事業	老人福祉法 (社会福祉施設等災害復旧 費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項6号の3 (養護老人ホーム及び特別養 護老人ホーム災害復旧事業の み)
身体障害者更生援護施設等災害 復旧事業	身体障害者福祉法 (社会福祉施設等災害復旧 費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項7号 (市設置の身体障害者社会参 加支援施設)
障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法 (社会福祉施設等災害復旧 費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項8号 (市が設置した障害者支援施 設、地域活動支援センター、福 祉ホーム又は障害福祉サービ スの事業の用に供する施設)

第5章 災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧に伴う財政援助の確保

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
知的障害者援護施設等災害復旧事業	知的障害者福祉法 (社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項8号
婦人保護施設等災害復旧事業	売春防止法 (社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領)	激甚災害法3条1項9号
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症法	激甚災害法3条1項10号
感染症予防事業	感染症法	激甚災害法3条1項11号
私立学校施設災害復旧事業	子ども・子育て支援法	激甚災害法3条1項11号の2
堆積土砂排除事業	予算措置	激甚災害法3条1項12号、13号
湛水排除事業	なし	激甚災害法3条1項14号、10条
都市施設災害復旧事業 (街路、公園、流域下水道、都市下水路、堆積土砂排除事業(宅地等))	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針	なし

②農林水産業関連

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
農地、農業用施設復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚災害法5条
林地荒廃防止施設復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	なし
林道復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚災害法5条
漁業用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	なし
共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚災害法6条
開拓者等の施設復旧事業	なし	激甚災害法7条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚災害法8条
堆積土砂排除事業 (森林組合等が施行するもの)	なし	激甚災害法9条
湛水排除事業 (土地改良区等が施行するもの)	なし	激甚災害法10条
共同利用小型漁船の建造	なし	激甚災害法11条
森林災害復旧事業	なし	激甚災害法11条の2

③中小企業関連

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法	激甚災害法 12 条
事業協同組合等施設災害復旧事業	なし	激甚災害法 14 条

④その他

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公立社会教育施設災害復旧事業	なし	激甚災害法 16 条
私立学校施設災害復旧事業	なし	激甚災害法 17 条
母子及び父子並びに及び寡婦福祉法による国の貸付	なし	激甚災害法 20 条
水防資材費	水防法	激甚災害法 21 条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚災害法 22 条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	なし	激甚災害法 24 条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	なし	激甚災害法 25 条
上水道災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	予算措置
し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	予算措置
ごみ処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	予算措置
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱)	予算措置
火葬場災害復旧事業	予算措置	予算措置
医療施設等災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	予算措置
災害特例債	なし	災害対策基本法第 102 条 1 項歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	地方交付税法 災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付 災害に伴う特別交付税の追加交付	
国指定文化財等災害復旧事業	災害復旧に係る文化財補助金の補助率について	激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について

第3節 民間施設等の災害復興資金対策

[土木復旧第一班、土木復旧第二班、会計・契約班、衛生班、援護班、観光経済支援班、避難所統括班]

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復興資金、復旧資材等について斡旋指導を行うとともに、住宅の復興資金、災害援護資金の貸付等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

1 農林漁業復興資金

災害により、農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に低利の資金を融資することにより、その経営を維持安定させることを目的として、天災融資制度、日本政策金融公庫等の制度金融による救済措置が講じられる。

(1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年8月5日法律第136号）に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

資料 91 災害緊急資金及び農林漁業セーフティネット資金

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

資料 91 災害緊急資金及び農林漁業セーフティネット資金

(3) 農林漁業施設資金

災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資する。

(4) 農業基盤整備資金

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資する。

(5) 林業基盤整備資金

森林、林道等の復旧のための資金を融資する。

(6) 漁業基盤整備資金・漁船資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧の資金を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別市費預託等によ

り、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

3 住宅復興資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている方に対して、住宅金融支援機構が「災害復興住宅融資」にて、建設、購入又は補修資金の融資を行う。

4 災害援護資金

自然災害により住居等に被害を受けた世帯主に対して、「奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

資料 92 災害援護資金

法令 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例

5 災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合に市長がその遺族に対して、「奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金を支給する。

資料 93 災害弔慰金及び災害障害見舞金

法令 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例

6 災害障害見舞金

自然災害により著しい障害を受けた者に対し、「奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給する。

資料 93 災害弔慰金及び災害障害見舞金

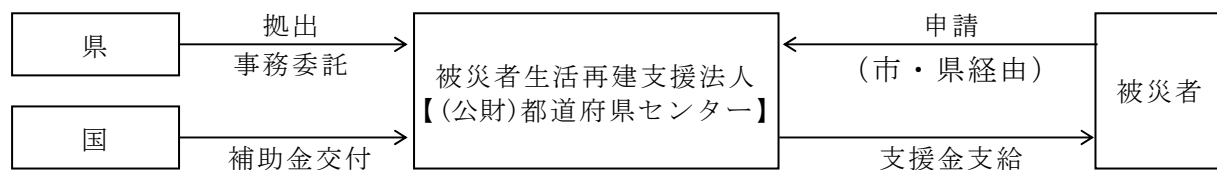
法令 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例

7 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により、居住する住宅が全壊又は全壊と同等の被害を受けた世帯に対し、その自立した生活を開始するために、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。

なお、支給の申請は、援護班が受付を行い、県（防災統括室）を経由し、被災者生活

再建支援法人に対して行う。



(所管・内閣府) (支援金の 1/2)

支援金支給の流れ

(1) 対象となる自然災害

- 1) 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号」の被害が発生した市町村における自然災害
- 2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- 3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

(2) (1)の自然災害により対象となる被災世帯

- 1) 居住する住宅が全壊した世帯
- 2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)
- 5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

1) 複数世帯の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃 貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補 修	—	50	50
	賃 貸	—	25	25

2) 単数世帯の場合 (単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃 貸	75	37.5	112.5

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補 修	37.5	75	112.5
	賃 貸	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補 修	—	37.5	37.5
	賃 貸	—	18.75	18.75

注) 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

8 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省社援 0728 第 9 号）に基づき、低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付を行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

資料 94 生活福祉資金

9 母子・父子・寡婦福祉資金

(1) 母子・父子福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者のない女子・男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、市が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、市が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

資料 95 母子・父子・寡婦福祉資金

10 生活保護

「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護の要件を備えた被災者に対して、「災害救助法」が適用されない場合、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づいて現物給付を原則とし、次資料の範囲内で支給する。

資料 96 被保護世帯に対する布団類等の支給内容

第4節 民生安定計画

[土木復旧第二班、会計・契約班、市民支援班、観光経済支援班、調査班、
(日本郵便株式会社)]

災害時において市民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。

市民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を、以下のよう
に実施する。

1 住宅の確保

(1) 公営住宅の確保

土木復旧第二班は、損壊した市営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設費の融資

住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受け、罹災証明書の発行を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅建設資金若しくは購入又は補修資金の融資を受けることができる。

2 雇用機会の確保

(1) 観光経済支援班は、被災者の職業斡旋について、県へ要請等を行う。

(2) 奈良労働局（ハローワーク）は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所を通じて速やかに斡旋を行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（罹災証明書等）により失業の認定を行い給付を行う。

3 義援金品の受付及び配分

市民支援班は、被災者あてに寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分する。

参照 第4章第6節第4項救援物資の受入れ供給計画

参照 第4章第6節第12項義援金受入れ計画

(1) 義援金品の受付

1) 被災者あてに寄託された義援金品を受け付ける。

2) 義援金品のうち義援金については、市民支援班長が属する課において収納する。

(2) 義援金品の配分

- 1) この配分については、関係機関と協議のうえ配分計画を決定する。
- 2) 配分に際しては、援助物資の配分に準じるが、援助物資と混同することなく明確に区分処理し、その受領、配分については必ず受払の記録を残し、また、受領書を徴しておく。

(3) 義援品の保管

この保管については、会計・契約班で協議し、配分が完了するまで一時保管場所として、庁舎内の適当な場所を確保する。

4 郵便業務

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 災害応急対策

- 1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

5 市税等の徴収緩和措置

調査班は、災害が発生した場合において、地方税法及び奈良市税条例の定めるところにより、市税等の徴収緩和を図るため、必要な措置をとる。

(1) 減免

災害により損失等を受けた資産の所有者等の申請に基づき、必要と認められる場合には、市税等の減免を行う。

(2) 期限の延長

災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの申告等を行うことができないと認める場合には、当該期限を延長する。

(3) 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その事実に基づき市税等の納付若しくは納入が困難なときは、申請に基づき原則として1年以内の期間に限りその徴収を猶予する。

6 特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免

市民支援班は、被災した保護者に対し、「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則」及び「奈良市利用者負担額減免取扱要領」

により、被災した保護者の申請に基づいて必要と認められる場合は、利用者負担額の減免を行う。

(1) 対象

支給認定子どもの属する世帯が震災、風水害、火災その他災害により損害を受け、利用者負担額の納付が著しく困難となった場合

(2) 要件

奈良市に在住しており、現に特定教育・保育施設等を利用していること。

居住する家屋が全半焼、全半壊、又は床上浸水したこと。

(3) 減免内容

当該児童の本来の利用者負担額を半額に減免

(4) 減免期間

災害のあった日以後に到来する納期にかかる利用者負担額（最長6納期分を限度とする。）

第5節 災害復旧・復興計画の策定

[各班共通]

被災地の復旧・復興計画は、被災市民の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後のまちの復興計画については、市民生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、市民相互が連帯感をもって、復興に立ち上がる計画である。

1 災害復旧・復興本部

災害復旧・復興本部は災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かって復旧・復興基本方針、復旧・復興計画を策定する。

災害復旧・復興本部の事務局については、土木復旧第二班が主体となって担当する。

2 復旧・復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、復旧・復興基本方針・復旧・復興計画などを検討するため、学識経験者をはじめ関係機関の代表者による復興計画策定委員会を設置する。

3 復旧・復興対策体制の整備

以下の業務を必要に応じて、復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
(復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用)
- (4) 県の設立する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 市民生活の安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

4 災害復旧・復興計画の策定

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す災害復旧・復興方針に基づき、広く市民等の意見を踏まえて、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。

この計画では、市街地、住宅、産業、生活の復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で市民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指す。

第6節 特定大規模災害発生時の復興計画

[各班共通]

1 計画方針

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

2 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第4条から第9条について整理し以下に示す。

(1) 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に係る地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1) 復興基本方針案の作成
- 2) 関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
- 3) 復興基本方針に基づく施策の実施の推進
- 4) その他法令の規定によりその権限に属する事務

(2) 復興基本方針等

1) 復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

- (ア) 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
- (イ) 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (ウ) 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (エ) 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- (オ) その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

2) 都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

- (ア) 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
- (イ) 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針
- (ウ) 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (エ) その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

3 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条から第11条について整理し以下に示す。

(1) 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

- 1) 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 2) 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 3) 2)に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、2)に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- 4) その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

(2) 復興計画の作成

1) 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより単独で又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- (イ) 復興計画の目標
- (ウ) 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (エ) 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - a. 市街地開発事業

- b. 土地改良事業
- c. 復興一体事業
- d. 集団移転促進事業
- e. 住宅地区改良事業
- f. 都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備事業
- g. 津波防護施設の整備に関する事業
- h. 漁港漁場整備事業
- i. 保安施設事業
- j. 液状化対策事業
- k. 造成宅地滑動崩落対策事業
- l. 地籍調査事業
- m. その他住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- (n) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (o) 復興計画の期間
- (p) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

2) 復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (ア) 特定被災市町村の長
- (イ) 特定被災都道府県の知事
- (ウ) 国の関係行政機関の長
- (エ) その他特定被災市町村等が必要と認める者

3) 復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- (ア) 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- (イ) 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- (ウ) 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (エ) (ウ)の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

4 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

法律の条項

- 【土地利用基本計画の変更等に関する特例】（第12条）
 - ・土地利用計画の変更
 - ・都市計画区域の指定、変更又は廃止
 - ・都市計画区域の決定又は変更
 - ・農業振興地域の変更
 - ・農用地利用計画の変更
 - ・地域森林計画区域の変更
 - ・保安林の指定又は解除
 - ・漁港区域の指定、変更又は指定の取消し
- 【復興整備事業に係る許認可等の特例】（第13条）
- 【土地区画整理事業等の特例】（第15条）
- 【土地改良事業の特例】（第16条）
- 【集団移転促進事業の特例】（第17条）
- 【住宅地区改良事業の特例】（第18条）
- 【漁港漁場整備事業の特例】（第19条）
- 【地籍調査事業の特例】（第20条）
- 【不動産登記法の特例】（第36条）
- 【独立行政法人都市再生機構法の特例】（第37条）
- 【農業振興地域の整備に関する法律の特例】（第38条）
- 【都市計画法の特例】（第42条）
- 【漁港漁場整備法の特例】（第43条）
- 【砂防法の特例】（第44条）
- 【港湾法の特例】（第45条）
- 【道路法の特例】（第46条）
- 【空港法の特例】（第47条）
- 【海岸法の特例】（第48条）
- 【地すべり等防止法の特例】（第49条）
- 【下水道法の特例】（第50条）
- 【河川法の特例】（第51条）
- 【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例】（第52条）